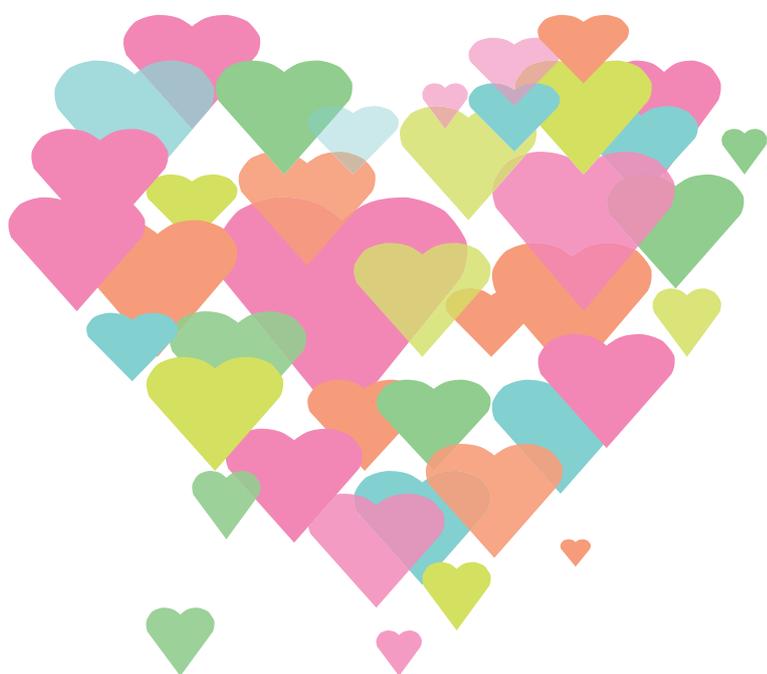


第3期

久留米市 障害者計画

<概要版>



平成30年度
(2018年度)

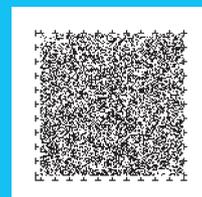


平成35年度
(2023年度)

平成30年(2018年)3月



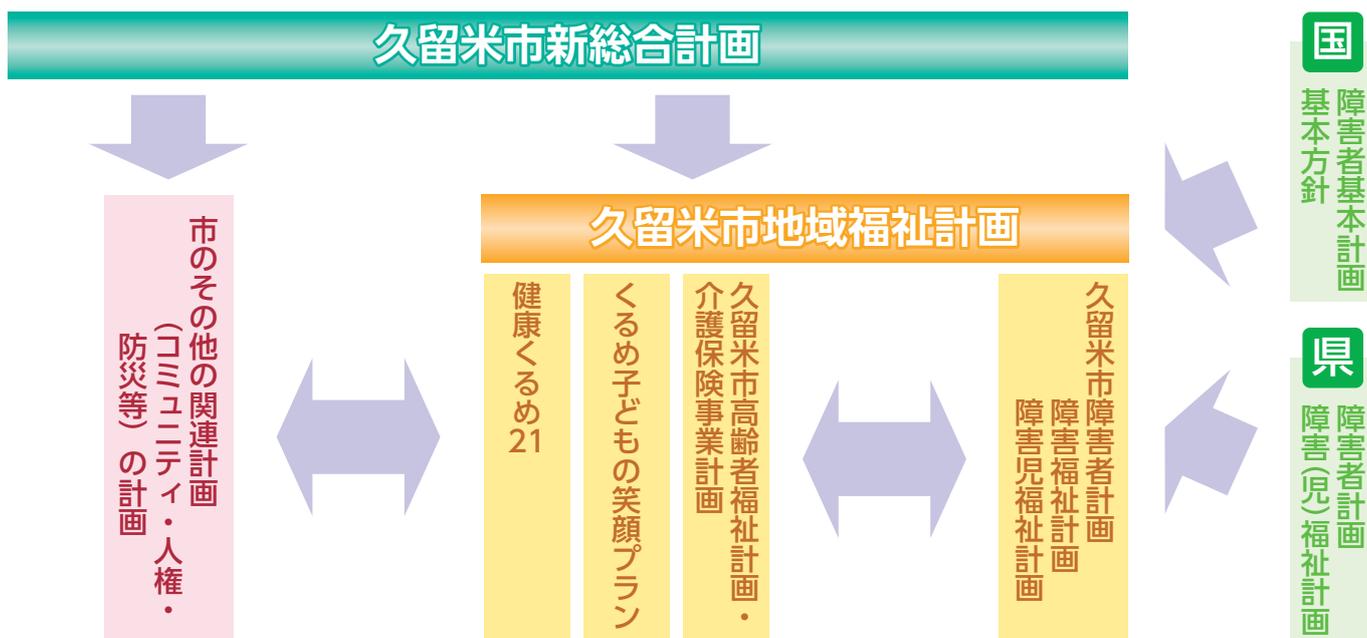
久留米市



障害者計画とは？

- ◆この計画は、障害者基本法(第11条)に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- ◆この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

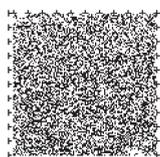
障害者計画の位置づけ



計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画(第4次)」(計画期間：平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度))や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、平成30年度(2018年度)～平成35年度(2023年度)までの6年間で計画期間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
久留米市障害者計画(第1期計画)【H18-H25】		久留米市障害者計画(第2期計画)【H26-H29】				久留米市障害者計画(第3期計画)【H30-H35】					
久留米市障害福祉計画(第3期計画)【H24-H26】		久留米市障害福祉計画(第4期計画)【H27-H29】		久留米市障害福祉計画(第5期計画) 久留米市障害児福祉計画(第1期計画)【H30-H32】		久留米市障害福祉計画(第6期計画) 久留米市障害児福祉計画(第2期計画)【H33-H35】					



計画策定の背景・視点

障害者に関わる法律や制度が大きく変化しています

◆我が国では、平成 26 (2014) 年度に「障害者の権利に関する条約」を批准し、以降さまざまな制度の改革が行われています。

障害者福祉施策に関わる法制度の動向

時 期	事 項	概 要
H26. 1	障害者権利条約の批准	
H28. 4	障害者差別解消法の施行	
H28. 5	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
H28. 6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・ 地域共生社会の実現
H28. 7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「我が事・丸ごと」の地域づくり ・ 包括的な支援体制の整備
H28. 8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援地域協議会の設置
H30. 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援

障害者が地域で生活するうえでさまざまな課題があります

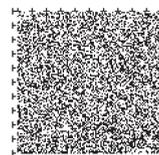
◆計画策定にあたって実施した実態調査等で、本市の障害者がさまざまな生活上の課題を抱えていることがわかりました。

障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

- ◆差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では 3 割を超えています (3 障害、難病、発達)。
- ◆障害者理解のための啓発として、難病患者は「難病患者の生活についてマスコミを通じた周知」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています (難病、発達)。
- ◆全体では、虐待を受けた可能性がある人が 1 割近くを占めていますが、精神障害者では 22.1% と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先は、「家族」が最も多くなっています (3 障害)。

災害に関する現状

- ◆災害に対する備えをしていない人が 8 割近くを占めています (3 障害)。
- ◆約 3 割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数近くを占めています (3 障害)。
- ◆災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」などが上位にあがっています (3 障害)。



子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆少なくとも約6割の保護者が、通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています(3障害)。
- ◆18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています(3障害)。
- ◆発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の半数以上の人々が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています(発達)。
- ◆教育に関する要望では、教職員への障害児支援に関する研修・啓発の充実を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では6割強と特に高くなっています(3障害、発達)。

雇用・就労の現状

- ◆就労者の割合(一般就労と福祉的就労を合わせた割合)は、最も高い50歳代でも4割程度に止まります(3障害)。
- ◆就労している人の仕事上の悩み・困りごとは、「収入が少ないこと」が最も多くなっています(3障害)。
- ◆障害者が働くために必要な条件については、「周囲が自分を理解してくれること」「障害にあった仕事であること」「勤務時間や日数を調整できること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています(3障害)。

家族による介助や生活課題の抱え込みの現状

- ◆主な介助者は配偶者や親等の家族が約6割を占めるなど、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っている状況ですが、ヘルパーの利用も増えています(3障害)。
- ◆生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています(3障害)。

地域活動の現状

- ◆障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、地域との交流が少ない状況となっています(3障害)。
- ◆地域活動等への参加にあたっての妨げとなるものとして、「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「コミュニケーションが難しい」「一緒に活動する友人・仲間がいない」が上位にあがっており、身体的な問題に加え、地域との関係性の不足が、地域活動に参加しない原因となっています(3障害)。

その他、計画策定にあたっては、次のようなことも考慮しました

●● 現行計画の進捗・課題

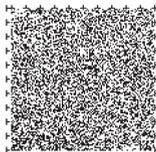
第2期計画では、立案した施策の約8割でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成に至らなかったものや、施策を通じて新たな課題が見えてきたものなどがありました。本計画は、このような第2期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

●● 対応を強化すべき障害者問題

平成30年(2018年)4月に施行される「改正障害者総合支援法」により、障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等への対応が求められます。

一方、精神障害や難病、高次脳機能障害、発達障害など、外見からは症状が分かりにくい障害への周囲の理解不足などにより、暮らしにくさを感じている人は依然として多い状況です。また、医療的ケアが必要な人や強度行動障害のある人など、支援体制が不十分な人に係る家族の介護負担など、対応を強化していく必要があります。

このほか、障害のある女性や子ども、高齢者等への差別、虐待など、今後対応を強化すべき障害者問題についても、可能な限り考慮しました。



社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。

障害者福祉施策においても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案を行う必要があるとともに、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

さらに、近年の精神障害者や支援が必要な子どもの増加など、より多角的な視点で支援のあり方を検討・推進していく必要があります。

本計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。

本市の重点的取組

本計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO(世界保健機構)セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」、持続可能な地域社会の実現に向けた「定住促進」という3つの視点を踏まえながら、策定に取り組みました。

計画の基本理念

本計画では、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおりとします。

基本理念

**誰もが 自分らしく生きがいを持ち 支え合いながら
安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて**

誰もが

「障害のある人にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」の考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す。

自分らしく 生きがいを持ち

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合いながら

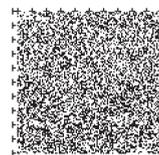
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して暮らし 続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現に向けて

「誰もが 互いを尊重し支え合いながら 自分らしく生きがいを持ち 安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組む。



計画の基本目標

基本理念のもと、5つの基本目標を定めて、取組を進めていきます。

基本目標

1

壁をなくし認め合って生きるために

障害者を含むすべての市民が、自分らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってともに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約4人に1人が差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも、精神障害や発達障害、難病をはじめ、外見からは分かりづらい障害に対する無理解や偏見があることが特に指摘されています。このことから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

こうした基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組めます。

施策区分

- (1)ノーマライゼーションの意識啓発の充実 (3)障害者にやさしいまちづくりの推進
(2)情報アクセシビリティの向上

基本目標

2

安全と安心のために

近年の大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力や虐待の社会問題化など、まちづくりにおいて「安全・安心」は特に重視すべき課題となっています。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。こうした中、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」などの関連法が成立・施行されており、本市としても障害者差別の解消に向けた取組はもとより、障害者虐待防止の取組、成年後見制度などを活用した権利擁護など、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための仕組みづくりや制度の確実な運用に取り組む必要があります。

また、九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いことから、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

こうした状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。

施策区分

- (1)差別の解消・権利擁護の推進 (2)防災・防犯対策の推進

基本目標

3

支援が必要な子どもの発達支援と保育・教育の充実のために

障害者基本法において、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができる仕組みづくりが求められています。

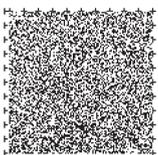
障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者(児)生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約半数以上が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・保育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができる仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や医療的ケア等への配慮など、ともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組めます。

施策区分

- (1)障害の早期発見・早期対応 (3)療育の充実
(2)療育・保育・教育の切れ目のない支援 (4)学校教育の充実



自立して暮らし続けるために

地域共生社会の実現に向け、障害者が自立して地域で生活することができる仕組み・体制づくりが求められています。

障害者(児)生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人が「経済的な不安」や「将来の不安」、「親亡き後の不安」など、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援等の充実が重視されています。

障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援に取り組みます。

また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療制度の推進などに取り組みます。

施策区分

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1)一般就労の促進 | (6)外出支援の充実 |
| (2)福祉的就労の充実 | (7)経済的支援の充実 |
| (3)就労支援の充実 | (8)相談支援体制の充実 |
| (4)住まいの確保と居住支援の充実 | (9)保健サービスの充実 |
| (5)在宅福祉サービスなどの充実 | (10)医療サービスの充実 |

生きがいを持って自分らしく生きるために

地域共生社会の実現において、地域との関わりは、人権意識の気づきや合理的配慮の提供・改善、防災など、様々な分野の活動の基盤となるものです。そのため、障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、様々な活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、訓練や交流など、様々な日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センターやオープンスペースなどの活動促進に取り組みます。

また、障害者(児)生活実態調査によると、障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、障害のある人となない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。

施策区分

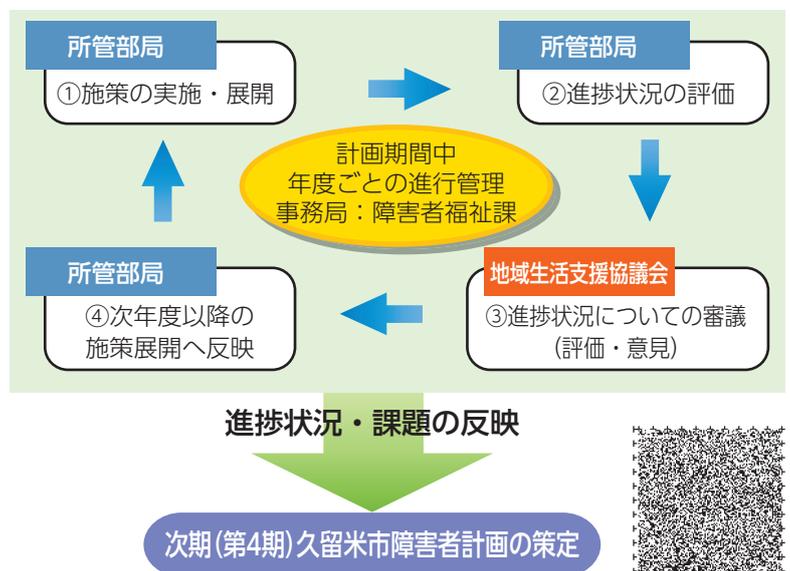
- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1)日中活動の促進 | (4)地域活動や国内外交流の促進 |
| (2)スポーツ・文化活動への参加促進 | (5)ボランティアなどの育成・活動促進 |
| (3)社会教育の充実 | |

計画の推進

基本的な考え方

6年間の計画期間中に確実に計画を推進するため、本計画で定めた具体的施策について、年度ごとの実施計画を定め、取組を進めていきます。

- ①総合的に施策を実施・展開するため、庁内関係部局との連携・協力体制構築に努めます。
 - ②施策の実施状況は、毎年度の進捗状況を所管部局が自己評価し、進行管理を行います。
 - ③進捗状況は、久留米市障害者地域生活支援協議会へ報告し、市民感覚の評価・意見を得るよう努めます。
 - ④施策に対する評価・意見について、次年度以降の施策展開へ反映できるよう努めます。
- ※具体的な施策の達成状況を客観的に評価するため、設定した数値目標の達成状況を踏まえながら、法制度や社会状況等の変化も注視し、必要に応じて取組の見直しを行います。



重点施策

計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策(重点施策)を、以下の7施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

- ◆障害者に対する偏見や差別的取扱いが現存する中、市民の障害者に対する意識の啓発は、障害者が地域で暮らす上で根幹となるものであり、継続的に取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実(施策番号2)
- 障害者問題に関する市職員研修の充実(施策番号8)
- サービス事業者への障害に関する研修の実施(施策番号9)

重点施策2 差別の解消・権利擁護の推進

- ◆障害者への差別の解消について、確実に進めていくため、相談支援体制や解決に向けた仕組みづくりなど、障害者の権利擁護に関する推進体制の強化も図る必要があります。
- ◆このため、重点施策として、差別の解消・権利擁護の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 障害者に対する差別の解消への取組(施策番号28)
- 成年後見制度の利用促進(施策番号29)
- 障害者虐待防止対策支援の推進(施策番号32)

重点施策3 防災・防犯対策の推進

- ◆九州北部豪雨や熊本地震など、身近な地域での大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えは十分でなく、啓発や支援体制の充実などに取り組む必要があります。
- ◆このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 防災知識の普及(施策番号33)
- 災害時要援護者支援体制の充実(施策番号38)
- 福祉避難所の充実(施策番号41)

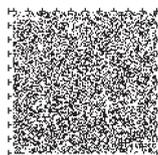
重点施策4 療育・保育・教育の切れ目のない支援

- ◆障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行える仕組みづくりが第1期計画並びに第2期計画においても強く求められており、その必要性に鑑み、本計画中に前進を図る必要があります。

- ◆このため、重点施策として、切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催(幼保小連携強化事業)(施策番号53)
- 切れ目のない支援体制の確立(施策番号54)



重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

- ◆入所施設や長期入院等からの地域移行の際や、家族介助者の高齢化に伴う親亡き後の生活に不安を抱える障害者や家族が増えており、生活の基盤となる住宅を確保するための支援の仕組みづくりが必要です。
- ◆このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備(施策番号 93)
- 居住系サービスの整備促進(施策番号 94)
- 住宅入居等支援(居住サポート)事業の実施(相談支援強化事業)(施策番号 95)

重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

- ◆障害者が地域で自立して生活するためには、在宅福祉サービスが非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援(レスパイトケア)や重症心身障害児(者)に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保する必要があります。
- ◆このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。

《主な具体的施策》

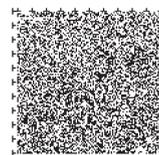
- 重症心身障害児(者)の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化(施策番号 105)
- 重症心身障害児(者)などの日中活動及び短期入所の場の確保(施策番号 107)
- 在宅レスパイト事業(施策番号 108)

重点施策7 地域活動や国内外交流の促進

- ◆障害者が地域で暮らす上では、日頃からの地域の方々との関わりを持ち、共に支え合う関係性を構築することが重要であり、この関係性が災害など緊急時を含め生活の様々な場面での基盤となります。
- ◆このため、重点施策として、地域活動や国内外交流の促進に取り組みます。

《主な具体的施策》

- 地域活動への啓発・支援(施策番号 146)
- 審議会・委員会などへの登用の促進(施策番号 147)
- 国内外イベント等への参加促進(施策番号 151)

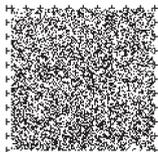


計画の全体像

【基本理念】

誰もが自分らしく生きがいを持ち 支え合い

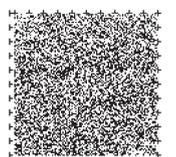
基本目標	施策区分	施策の
基本目標 1 壁をなくし認め合って 生きるために 分野 啓発・広報 生活環境	(1)ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点施策】	①障害者理解・配慮のための啓 ②福祉教育の充実
	(2)情報アクセシビリティの向上	①情報アクセシビリティの推進
	(3)障害者にやさしいまちづくりの推進	①施設などのバリアフリーの推 ②移動・交通に関わるバリアフ ③住まいのバリアフリーの推進
基本目標 2 安全と安心のために 分野 差別解消・権利擁護 防災・防犯	(1)差別の解消・権利擁護の推進【重点施策】	①障害を理由とする差別の解消 ②権利擁護の推進 ③虐待防止の推進
	(2)防災・防犯対策の推進【重点施策】	①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進
基本目標 3 支援が必要な子どもの 発達支援と保育・教育の 充実のために 分野 療育・保育・教育	(1)障害の早期発見・早期対応	①母子保健事業の充実
	(2)療育・保育・教育の切れ目のない支援【重点施策】	①乳幼児期から学校卒業までの
	(3)療育の充実	①子どもの療育体制の充実 ②発達障害などの啓発の推進
	(4)学校教育の充実	①特別支援教育の推進 ②インクルーシブ教育システム ③多様なニーズに対応する教育
基本目標 4 自立して暮らし 続けるために 分野 雇用・就労 生活支援 保健・医療	(1)一般就労の促進	①一般就労移行・定着への支援
	(2)福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の確保
	(3)就労支援の充実	①就労に関する相談体制の充実 ②職業能力の習得支援
		③障害者優先調達推進に係る取 ④関係機関・企業などとの連携
	(4)住まいの確保と居住支援の充実【重点施策】	①住まいの確保 ②居住支援の充実
	(5)在宅福祉サービスなどの充実【重点施策】	①日常生活の支援や介助サービ ②レスパイトケアなどの充実
	(6)外出支援の充実	①外出支援サービスの充実
	(7)経済的支援の充実	①経済的支援の推進
	(8)相談支援体制の充実	①相談支援事業の推進 ②多様な相談窓口の充実
		①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進
(9)保健サービスの充実	①適切な医療サービスの提供	
(10)医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供	
基本目標 5 生きがいを持って 自分らしく生きるために 分野 日中活動 社会活動	(1)日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの
	(2)スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進
	(3)社会教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設のバリアフリー
	(4)地域活動や国内外交流の促進【重点施策】	①地域活動などへの参加促進 ②国内外での交流の促進
	(5)ボランティアなどの育成・活動促進	①ボランティアなどの育成・活



ながら 安心して暮らし続けられる まちの実現に向けて

※あみかけは重点施策

方向	主な具体的施策
発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者問題に関する広報の充実 障害者問題啓発事業の実施 団体実施イベントの支援 障害者問題に関する市職員研修の充実 サービス事業者への障害に関する研修の実施 情報パリアフリー指針の推進 障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実 情報機器の利用方法などの周知
進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備・改善 民間施設等のバリアフリー化の促進 福岡県福祉のまちづくり条例に基づく届出・完了検査制度
リーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者等への理解促進 低床バス導入促進 歩道空間の確保 住宅改造アドバイザーの活用 重度心身障害者住宅改造補助事業
への取組	<ul style="list-style-type: none"> 障害者に対する差別の解消への取組 成年後見制度の利用促進 障害福祉サービスに関する苦情解決制度の周知 日常生活自立支援事業の周知 障害者虐待防止対策支援の推進 防災知識の普及 災害時要援護者支援体制の充実 福祉避難所の充実 くめ見守りネットワークの推進 緊急通報システム貸与
一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"> 健診後の支援体制の充実 発達支援事業（相談・療育・訓練事業）の充実 幼児教育研究所の機能充実 切れ目のない支援体制の確立 障害児等療育支援事業 医療的ケア児保育支援事業 障害児放課後対策事業の充実 発達面で支援が必要な子どもについての情報提供と啓発 教諭、学童保育所指導員などへの研修の実施 就学相談事業 通級指導教室 久留米特別支援学校のセンター的役割の充実 福祉教育の推進 特別支援学校の児童生徒の交流の推進 医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援 就労に向けた進路指導・職業教育の充実 スクール・カウンセラー及びスクール・ソーシャルワーカーの活用
の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業の推進 就労定着支援事業の推進 障害者就業支援 就労継続支援事業（A型）の推進 就労継続支援事業（B型）の推進 障害者相談支援の実施 職業能力習得講座の支援
の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等からの優先調達の推進 就労系事業所が提供するサービス等の情報発信支援 就労促進に向けた検討 市営住宅申し込みの優遇 住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の整備 居住系サービスの整備促進 住宅入居等支援（居住サポート）事業の実施（相談支援強化事業） 地域生活支援拠点等の整備 福祉事業所の適正運用の推進 訪問系サービスの充実 共生型サービスの円滑な事業の推進 重症心身障害児（者）の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化 レスパイトケアの充実 外出支援の実施 外出支援情報の提供の充実 タウンモビリティ運営事業業務委託 手当制度の確実な適用 年金制度、生活福祉資金貸付事業の周知 生活困窮者自立相談支援事業の実施 障害者相談支援の実施 地域生活支援協議会の運営 障害者相談員の配置 各種相談機関の連携強化 生活支援コーディネーター及び地域活動コーディネーターの配置と活動の充実 障害者歯科健診補助事業 保健センター機能の整備 精神障害などに関する啓発・広報の推進 自立支援医療、重度障害者医療制度の確実な適用 難病医療費助成制度の周知
組	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動系サービスの充実 共生型サービスの円滑な事業の推進 重症心身障害児（者）などの日中活動及び短期入所場の確保 地域活動支援センター（Ⅰ型）の運営支援 地域活動支援センター（Ⅲ型）への支援 オープンスペースなどへの支援 ふれあいスポーツ大会の開催への支援 障害者スポーツの競技者支援 障害者スポーツ関連情報の提供 国内外イベント等への参加促進 生涯学習センターなどで実施する主催講座などの充実 障害者の余暇活動の促進 チャレンジ土曜塾の実施
の推進	<ul style="list-style-type: none"> 校区コミュニティセンター建築費助成 地域活動への啓発・支援 審議会・委員会などへの登用の促進 協議体（支え合い推進会議）の設置 国内交流事業の促進 国内外イベント等への参加促進
動促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者分野のボランティア活動の促進 久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携





久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

